

## 13 梶田 明宏氏

かじた あきひろ 宮内庁書陵部・主任研究官

日時：2001年1月25日

出席者：伊藤隆 季武嘉也 中見立夫 服部龍二 伊藤光一 浅野豊美 小宮一夫  
土田宏成 矢野信幸 黒澤良 東中野多聞 西藤要子 高橋初恵

**伊藤** 申し訳ありません。僕がちょっともたもたしておりまして、始めるのが遅くなりました。きょうは、梶田さんから、この前、服部さんがお話しくださったことに引っ掛けて、お話しいただくということになっております。よろしくお願いします。

**梶田** いま、先生からお話がありましたように、前回、服部龍二さんが12月14日に報告され。そのなかで、イギリスのホームページの検索システムについて、ご紹介いただきましたが、伊藤先生から、それは大変おもしろくて役に立ちそうだということで、一応それを報告して欲しいということで、今日の発表になりました。ただ、それだけでは、全体あまり話すこともなく、すぐ済んでしまいそうな気がいたしますので、最初に日本の国内の状況について話も少し触れ、それから、いま、私に関わっております宮内庁書陵部の史料についても、やはりこういう機会ですからお話しさせていただきまして、それから、最後に、今年の4月1日に施行になります情報公開法についても、ちょっと話をしようと思います。情報公開法については、多分いまの予定ですと、筑波大学の濱さんに、次回お話しいただく予定になっていると思いますので……。

**伊藤** 多分ね。

**梶田** ただ、ちょっと残念なことは、やはり宮内庁のほうでも、情報公開法についていろいろと検討していますが、まだ決まっていないことが多く、そういったことについては、今の段階では知っていても、ここではお話しできないということはあります。あくまでも、一人の近代史研究者の立場として、歴史史料の保存と利用の観点から一般的な問題点を話したいと思います。

**伊藤** 問題点だけを話してください。

**梶田** はい。また、正式に決まっていないことを今しゃべって、実際の決定とは違ったりすると困りますので、そのへんはご了承くださいたいと思います。

まず、ホームページの話からいきたいと思いますが、最初に、国内状況についてお話を

しようと思います。2年前のこの研究会で報告書を作った時に、ちょっと触れたと思いますが、鵜飼政志さんという個人のホームページで、「歴史学関係 Web サイト調査」というのがあります。これは日本の国内で学術的に意味で歴史に関するホームページはどういうものがあるんだろうという意味では、多分いちばん数があるんじゃないかなと思います。これはもともと鵜飼さんが『歴史評論』の「インターネットとその歴史学」というような企画のために立ち上げた個人的なホームページですが、いまのここに書きましたアドレス (<http://www.h-web.org/>) で運営されています。今回も覗いてみまして、プリントしてきましたが、これはちょっと量が多くなるので、そこにアドレスも書いてありますから、皆さんがそれぞれ個人でご覧になっていただきたいのですが、最初開くと、だいたいこんなようなページになっています。海外のホームページ、国内のホームページ、その他のホームページ、それから、そのほか自己紹介を中心とした研究室学会、研究機関のページということで、13のブロックに分かれています。それぞれちょっと印刷してきましたが、全部じゃなくて、ちょっとだけでかなりの量になってしまいました。

そのなかには、もちろん近代以外もありますし、必ずしもその機関が情報を発信しているわけではなくて、たとえば、文書館であれば、その上位機関である自治体のホームページのなかにちょっと紹介されているだけというようなページもあります。ただ、全体として、これぐらい発信しているところがあるんだということを見るには一応便利なんです。それじゃ、そのなかにわれわれに役に立つような史料情報まできちっと公開しているところとはどのくらいあるかということ、意外とまだ数は限られているように思います。

前回の報告で、国立公文書館については、私はあまりいい評価をしなかったんですけど、ちょうどその直後の一昨年(2007年)の4月から、公文書目録データベース・システムというのが動き出しました。実際に国立公文書館で持っている公文書、それから、内閣文庫について、それぞれ簿冊名、そのキーワード、または省庁名、作成部局、それから、作成年月日等の条件を入れることによって、検索できるシステムが動き出しました。これはホームページでも検索できますので、ホームページで検索しておいて、その結果を持って行って閲覧に行っても構いませんし、それから、実際、公文書館に行きますと、もう使われた方もあるとは思いますが、そこで実際検索しまして、その検索結果をプリントアウトして、それをそのまま請求票として使うことができるというようなシステムになっています。

ですから、それはそれで非常に便利でいいシステムだとは思いますが、ただ、キーワードによる検索システムというのは、私はやっぱりどうもブラックボックスのような気がしまして、結局、いくら検索しても、本当に自分の見なければいけないものの目録を、目を通したという感じがしないんですね。実際に国立公文書館で、ある史料を調べるために検索して、確かに出て来たんですけども、多分その文書はこの簿冊に入っているものはどうも写しらしくて、別のところにちゃんとした正本はあるんじゃないかというふうに

思ってやったんですが、そこでは出て来なくて、結局、目録で探したり、レファレンスの形で、窓口の方にいろいろ話をしやっと思つて見つけることができたということがありました。そういう意味ではあまり信用しすぎてもちょっといけないという印象を持ちました。

**伊藤** それは簿冊名のなんですか。

**梶田** ごめんなさい、ちょっと忘れました。件名のなかにあるはずの用語で入れたんですけども、確かに、いくつか該当する文書はありましたが、そこに引っかからなかった文書が、カウンターの人に聞きながら探したら出てきたわけです。何かそれは原因があると思うんですけども、やはりデータベースをつくる時に、たまたまそのデータは文書名やキーワードをきちんと入力できていなかったとか、いろいろあると思います。ですから、完璧なデータベースをつくるのは、そういう意味では難しいと思います。

**伊藤** 普通のコンピュータのように、その文字ベースが出て来れば、必ず引っ掛かるというわけではないわけですか。

**梶田** いや、正しく一致すれば、引っ掛かるはずなんです。けども、実際に生のデータはみられませんのでちょっとわからないんです。ただ、自分のパソコンでも、たとえば Excelなどで、確かにこの言葉を入力したはずなのに、検索しても見つからないという経験がよくあります。入力したデータが間違っているのか、検索指定した用語が違うのか、自分の操作が間違っているのか、ソフトウェアのバグなのか、理由はよくわからないけれど、検索できないことがあります。

それは仕方がないとして、国立公文書館のホームページに関していうと、そうした検索システムの他に、もう少しどの目録があるのかとか、その目録のなかにある簿冊名のリストとか、できればその中の件名まで、普通に目録を見るようにざっと目を通すことができるようなデータを別に用意してくれていれば、それはそれで探せるなどは思ったんですけども、そういうのは必ずしもホームページでは用意されてないわけです。

目録データベース・システムとは別に、このコピーですが、国立公文書館のホームページの中にある、どういう文書を所蔵しているかを紹介しているところがあります。これを見ると、主な所蔵の公文書ということで、御署名原本など、非常に貴重な文書だけを紹介しているだけで、全体の史料概要について、研究者に満足できるレベルで紹介されているところがないんですね。

そこまでの意図があって、こういうホームページをつくっているかどうかはわかりませんが、これからの情報公開法の流れのなかへも含めて、公文書館というのはどうも決済文書優先主義といいますか、天皇の御署名や大臣の決済印があるようなものは大事にしていくけれども、もうちょっと下のレベルのわれわれ歴史研究者にとって重要な史料というものは何か、というようなことをもう少し考えてくれたほうがいいんじゃないかなという感じは持ちました。

それから、次ですね。きょうの報告のきっかけとなりました……。

**伊藤** ちょっと待ってください。憲政資料室の文書目録がホームページで公開されたという話を聞きましたけど。

**梶田** 私はちょっと聞いてなかったので、見てません。

**伊藤** 聞いてませんか？

**大久保** 私も見ましたが、ディスクリストだけです。

**伊藤** いや、いくつかの文書の目録が出たと言っていましたけど。

**梶田** それはみてません。ちょっと調べてみます。それは国会図書館ホームページのなかですね。

**伊藤** 国会図書館のなかだろうと思うんですけども、いくつかの文書の目録を出した。おいおい全部出していくというふうな話でした。そんな簡単にできるはずがないなと思いながら、聞いていたんですが。

**梶田** 次にまいります。前回、服部さんをご報告いただいたなかで、紹介いただいたイギリスのホームページは3種類ありまして、1つは例の **Public Record Office** のホームページで、**Public Record Office** の文書はここで検索できるというシステムです。それから、もう1件は確か上院のホームページだったと思いますが、この2件に関しては、所蔵機関の検索ということで、それなりにおもしろかったんですが、ここではちょっと割愛させていただきます。

それで、HMCについて。これはこの前服部さんの報告にもありましたように、ホームページのシンボルマークは、イギリス王室の紋章ですよ。それがデザインされたホームページがありまして、非常におもしろかったので、それについてちょっと報告させていただきます。きょう、お配りした3枚のレジユメの次に、英文のものが2枚のあります。HMC (**Historical Manuscript Commission**) というのは、それを読みますと、実は、**Royal Commission on Manuscripts** という、いわゆる王立史料委員会というのがありまして、その別称のような感じなんです。ちょっと私は英語が苦手なので、読んでわかる方がいたら、ちょっと訂正なり、ご指摘いただきたいんですけども、王立史料委員会、**Royal Commission on Manuscripts** が一般にHMC、**Historical Manuscripts Commission** と呼ばれているという。いわゆる歴史史料委員会と訳すと思うんですが、これは1869年に創立されました。1945年に、そのもとに **National Register of Archives** というものが設置されました。**National Register of Archives** というのは、レジユメにも書いておきましたが、通称NRAと呼ばれるものです。

いわゆるHMCのホームページで提供されるデータというのは、NRA (**National Register of Archives**) というものと、それから、**Manorial Documents Register (MDR)**。**Manorial** というのは、辞書で見ますと、荘園とかというようなふうに出てますが、土地に

関する土地台帳のようなものかなと思ったんですが、私はよくわかりません。それから、もうひとつ、大文字のARCHONは Archives と何かの言葉を結びつけた造語だと思います。「アーコン」と発音すると思います。小文字の archon は「執政官」とかそういうような意味です。これは史料所蔵機関のデータベースです。

HMCのホームページにあるのは、NRAとMDRとARCHON、その3つが主なものになります。

それで、National Register of Archives は、この前も服部さんが紹介されましたが、史料の所在を調べる時には、ここで調べると、イギリス国内のどこにどのような史料があるかわかるというようなシステムになっています。

これはどういうことかといいますと、いわゆる National Register of Archives というのは、安沢秀一さんの本で、吉川弘文館から出ている『史料館・文書館学への道』に少しだけ紹介してあります。それを読みますと、「イギリスでは一八六九年に創立された王立史料委員会 Royal Commission on Manuscripts の下に、一九四五年に王立史料登録局 National Register of Archives が設置され、政府・民間を問わず、原記録の所在情報について全国から報告が集まるようになっていた。それはあたかも出版物が著作権書籍寄贈義務にもとづいて五大図書館——日本での国会図書館への納本義務のようなシステムだと思います。この五大図書館というのは、大英図書館・オックスフォード大学・ケンブリッジ大学・ウェールズ国立図書館・スコットランド国立図書館ですが——「に献本されるのと同じような制度であり、全国的に史料目録が収集され、公開されている。国籍やの内外を問わず、研究者はロンドンにある国立史料登録局において、史料目録を検索し、史料閲覧の諸条件を知ることができる」となっています。

おそらく、今までは王立史料登録局へ直接足を運んで、目録をめくって調べていたのですが、それをコンピュータのデータベースにして効率よく検索できるようにして、しかもインターネット経由で誰でも検索できるようにしたものが、HMCのホームページの中にある National Register of Archives のシステムだということになります。

実際ちょっと試しにやってみましたが、——これは服部さんの方がいろいろ使われて詳しいと思うんですけども——、いろいろ検索条件によって、検索用語のカテゴリによって、Corporate Name Search とか、Family Name Search とかいろいろ分かれています。

たとえば、私は試しに Personal Name Search のところに Chamberlain と入れてみました。すると、いろんな Chamberlain という名前の人が出て来ました。それはフルネームと生没年、主な職名、身分などが並んでいる形で出て来ます。たとえば、そのなかで、ちょっと多かったのは、"Sir Joseph Austen Chamberlain, 1863-1937 Knight Statesman"。クリックしますと、Sir Joseph Austen Chamberlain に関する史料を含む文書群について、所蔵機関、文書名、文書番号などのレファレンス情報がリストで出て来るわけです。

**伊藤** どこが持っているという。

**梶田** そうです。たとえば、リストの最初は、バーミンガム大学の特別資料部にある "corresp and papers"。corresp は往復文書でしたっけ……。

**服部** Correspondence ですか。

**梶田** ええ、そうですね。

**服部** だと思います。

**梶田** それで、どこが持っているというようなことが出てきて、それから、文書の頭にある数字の部分は、史料の年代の範囲ですね。

**服部** ええ、だと思います。

**梶田** つまり、いちばん最初に年次情報がある場合、たとえば "1911-36: letters(24) to Lord Beaverbrook" の場合だと "letters" の前に "1911-36:" と書いてあり、それはピーパーブルック卿宛の書翰であって、その範囲は 1911 年から 36 年の範囲だということになります。

われわれが書簡をひとまとめにいうような時に、年次情報がもちろん完全に正確な情報でなくてもいいんですけど、こういう表記だと非常に便利な気がします。

**伊藤** たとえば、いまのは、所蔵はどうなんですか。

**梶田** たとえば、そのなかのひとつで、バーミンガム・ユニバーシティのものが、リストのいちばん上にあつたので、それをクリックしたら、こういう形で出てきて、その史料に関して、大学の所在情報、連絡先、開館情報、Eメール、それから、ホームページのアドレスとかが出てました。

また、次は所蔵先として Public Record Office が出てきた例ですが、そのホームページにリンクが張ってあるので、あとは Public Record Office のホームページへ飛んで行って、そこで検索をしてくれ、というようなシステムです。なかに直接目録が全部入っているわけではないです。

**服部** 目録そのものではないと思います。

**梶田** 入ってませんが、あとはそれぞれのところで調べることになります。いまの段階ではそうなっている。もちろん、組織として、それぞれの機関としては、そういった紙の目録は作っているとは思いますが、ホームページの段階では、いまはあまりないようでした。

**伊藤** でも、さっき言ったのは、文書、レターですね。それはどこの図書館が持っているとか、史料館が持っているということはわかるわけですか。

**梶田** そうです。ちょうどそこまでがわかるわけです。1枚だけをちょっとお伺いいたします。それから、検索方法としては、Detail Search というところで、若干詳しい検索条件を入れたりすることはできます。そのほかですと、ちょっとおもしろいなと思ったのは、

これは Family Name の Search ですが、左にアルファベットがこう並んでいて、アルファベットを押していくと、たとえばこれは J を押した例ですが、右上に J A と J E と J O と J U とがでていて、これは実際にあるインデックスの頭の 2 文字です。それぞれを選ぶと、その 2 文字で始まるインデックスが出て来る。ちょっと曖昧な言葉でしか覚えてない時に、これはちょっと便利じゃないかなというふうに思いました。

**伊藤** それで、それをずっと押していくとどうなるんですか。

**梶田** 2 文字まで頭の文字が出ます。それを押すと、あとは下にズラッと出て来ますから。

**伊藤** 人名が？

**梶田** これはファミリー・ネームの例ですが、人名の場合もそうです。

**伊藤** それ以上の情報はないわけですね。

**梶田** ええ。あとはもうここに出た結果に対しては、クリックすると、さっきと一緒にです。

**伊藤** それで、また検索をかければいいということですね。

**梶田** そうです。そういうことで、以上が、NRA というものの検索です。だから、まさにこの研究会が目指しているようなものを、一通り、形で実現しているというような感じでした。

**伊藤** さっきのお話で、これは一体どういう機関がつくっているものかはわかりますか。ここに「Historical Manuscripts Commission、General Information」と書いてありますが、The Royal Commission on Manuscripts という……………。

**梶田** 日本では、王立史料委員会というふうに訳しているようですけども、そういう組織があります。

**伊藤** 王立なんとか委員会というのはいろいろあるでしょう。つまり、あれは国立という意味なんですか。

**中見** NRA というのは公文書登録局みたいなじゃないですか。

**梶田** そうですね。

**中見** ここは恐らくオフィスはもちろんあるんでしょうけど、日本語でいうと、公文書協会と登録官庁みたいなので、全部そこに登録してて、したがって、大きなところだと、もうそのホームページからそれぞれのリンクしてあると思うんです。レジスターというのは、確か記録所とか登記所という意味でしょう。この Manorial というのは、Manor というのは田舎の豪族というか、マナーハウスのマナーでしょう。だから、gentry というのか、郷縉というか、その文書だと思います。そのレジスターだから、登録所というか。

**伊藤** そういうのはなんですかね。法律の……………。

**中見** だと思います。恐らく日本でいう財団法人法じゃないですけども、そういう登記所に登録するわけですよ。レジスターという、そういう意味でしょう。

**伊藤** 登記所でしょう。

**中見** ええ。だから、ナショナル・レジスターといたら、公立文書館登記所というようなことですよ。

**服部** イギリスの場合は、いわゆる文書を登記するシステムとして持っているわけですね。

**中見** ただ、それはどんな規模なのかどうかはわからなくて、そこが具体的に何かやっているというよりは、そこに登録して、マスティーバーのようなIT自体だとそこから入って来る。Manorial のほうは本当にイギリスのことですから、大地主があって、その文書を登記するところだと。所有権の問題なんかで、でも、これは学術というよりも、もっと極めて具体的なものやっっていくのではないかと。

**梶田** きょう、お配りしました2枚のペーパーをみていただきますと、まずこれは "About HMC" です。機関の1つとして、HMCのなかにいまの登録局があるわけですね。

**伊藤** HMCのなかにあるんですか。

**梶田** そうですね。HMCイコール Royal Commission on Manuscripts ですが、その王立史料委員会のなかに、王立史料登録局、MRAはつくられているわけです。それで、この "About HMC" の内容ですが、これを見るといろんな史料に関していろんな活動をしているわけで、たとえば "Introduction" とありまして、"Our primary purpose is to provide information about the existence, location and nature of manuscripts and records for the study of British history. We also give advice on matters relating to their preservation, care, cataloguing and accessibility for research." と書かれている。

その下の "What we do" の中に、"National Register of Archives" について具体的に書いてありますね。"We maintain the National Register of Archives (NRA), an information bank recording the nature and whereabouts of archives and manuscripts outside the Public Records. It contains over 43,000 unpublished lists of historical papers, together with published catalogues, guides and other findings aids. The indexes to the NRA are available on-line twenty-four hours a day through this website." と。

同じように、MDRについても説明があります。NRAは王立史料委員会というシステムのなかのインフォメーション・バンクなんですね。結局、パブリック・レコード以外にも、私文書のようなものもすべて入っている。ですから、そのレジスターというのは、公的な文書の登録という感じではなくて、すべての歴史史料を登録してあって、保存機関のデータベースであるARCHONと連動させて、所在情報のデータベースとして機能するようにしてあるように思われます。あとは、個々の所蔵機関にホームページがあれば、ARCHONにそのホームページがリンクしてあって、この例だとパブリック・レコード・オフィスのホームページへジャンプしているわけです。

**伊藤** 個々の史料の目録は、NRAでは別に作っていないのですか。



**服部** そこでは、ホームページをつくっていることが多そうだと。

**梶田** ですから、いまのパブリック・レコード・オフィスにジャンプするのもそういう意味で、そこから先は、それぞれの機関の独自の公開の仕方、検索システムに任せてあるわけです。そういうシステムというふうに捉えました

もっとも、NRAというのは1945年に出来た時には、HMCのなかの1つの部局としてあったのだと思います。ただ、こうして利用している分には一つのシステムのような感じもしますが。

それでは、次にいいでしょうか。MDRについては、先ほどちょっと出ましたが、私もよくわかりませんので、そういった土地に関する文書の検索システムだろうということで、割愛させていただきます。ARCHONにつきましては、少し触れたように、これは要するに、イギリスの文書館・史料館書館を探すシステムです。ですから、アルファベット順の機関のリストがあったり、地域別に、たとえば地図があって探したい地域の地図をクリックして探すというようなメニューも用意されています。

**伊藤** 史料の保存先がわかれば、その先が分かるんですか。

**梶田** はい。ですから、さきほどのペーパーをちょっとみていただくと、自分が見たいと思った文書のところをクリックすると、その所蔵機関のことが書いてあるページに飛びますが、それは実はARCHONのページなんですね。その機関の住所、電話番号、開館情報、ホームページがあればそのアドレスなどの概要が書いてある。

**伊藤** それは非常に便利ですね。

**梶田** ということで、とりあえずそれはまたあとで議論をしたり、意見交換をすることにして、次に、私の書陵部の話をちょっとさせていただきたいと思います。

もちろん、情報公開法の施行を目前にした微妙な時期ですので、具体的にどんな史料があるのか、新たに公開になるとかいうようなことについては、お話しできません。ただ、今もそうですが、特に情報公開法が施行されてから、書陵部に、あるいは宮内庁全体にどのような史料があるのかお探しになるときは、情報公開法における行政文書と歴史的史料の区別を理解するとともに、宮内庁全体、あるいは書陵部の組織についてきちんと知っておかないと、求めている史料がなかなか見つからないということになると思いますので、そういうことをお話ししたいと思います。

書陵部というところに勤めておまして、やはり「どういう史料があるか」「こういうような史料をみたいんだけど」ということを、いろいろ知り合いの方から問い合わせをいただきます。ただ、中に入って初めてわかるのですが、やはりそういう史料を探す場合、特に役所のようなところはまず、どういう組織があって、どういうことをしているかということを理解することがまず大事なことだろうと思います。

たとえば、『明治天皇紀』の場合、典拠となる史料はそれぞれの記事のあとに書いてある

わけです。その中のある史料をみたいと思っても、皆さんは、書陵部の目録（和漢図書分類目録）を見て載っていないと、非公開だと思って諦めてらっしゃる方はけっこう多いと思うんです。けれども、実はこの前、『日本歴史』に年中行事の特集があり、佐々木隆さんのお弟子の川上さんという方が、観菊会のことを書かれました。これをお書きになるときに、書陵部にある「観菊会録」という公文書などをずいぶん利用されました。ところが、公文書は目録に全然出てこないんです。けれども、公文書というのは全く非公開ではないんです。ただ、窓口が違って、いまのシステムでは公文書係というところに問い合わせ、公文書係の方で、その公文書の現部局——「観菊会録」の場合は式部職——に問い合わせ、オーケーが出れば閲覧を許可する。これまでは、あまり研究者の方にみせるということにはなかったのですが、たとえば、自治体とかそれから、学校関係のいろんな編纂物等にはけっこう協力してきました。

これからは、情報公開法が施行されますから、こういう公文書を閲覧しようと思われる方はいらっしゃると思いますが、そういう場合特に、どういう部局が何をしているのかということをしちっと押さえないと、目的の史料はなかなか見つからないと思います。そのことをちょっと書陵部の例を挙げながらちょっとお話ししようと思います。

現在、書陵部は図書課、陵墓課、編修課という3課構成になっております。図書課には、図書調査室、出納係、公文書係、図書館係、修補係、庶務係があり、一般の方が図書を閲覧するのは、この出納係が窓口になってやっております。図書調査室では、それ以前の段階として、一旦図書を受け入れて、それを整理して目録を作るという作業を行っていて、それが終わった段階で、初めて公開できるような状態になった時点で、出納係へ移管する。

**伊藤** いま出納係が持っているわけですか。

**梶田** 出納係じゃないものもあります。基本的には、出納係が図書を管理しています。

**伊藤** いま図書とおっしゃいましたが、史料の……。

**梶田** われわれは史料を「図書」という言い方を伝統的にしていて、特に、例の分厚い目録（和漢図書分類目録）に載っているのは、内部では「皇室用図書」というちょっと誤解を招く、——実際に、内部でも誤解が生じやすいんですが——「皇室用図書」という言い方をしています。

例の木戸文書も「皇室用図書」で、まだ出ていないのがあるというのは、図書調査室の扱いの段階のもので、あの（伊藤先生と木戸さんの交渉）おかげで少しずつ……。

**伊藤** 少しずつ追加で出ていますね。

**梶田** そういうことです。もちろん『和漢図書分類目録』はかなり前に出たものですので、それ以降、新たに公開になったものについては、その年度の『書陵部紀要』に「新収本分類目録」という表題で載せています。

それから、公文書係は、いわゆる一般の公文書類を扱っています。きょうお配りした資

料の『宮内省省報』は、大正10年段階の宮内省の官制です。それから、その次は、「宮内庁組織令」。ちょっと古いものですが、多分いまとそんなに変わってないと思います。たとえば、「宮内省省報」の第17条、1枚目の左の下ですが、こういうところを読んでいただくとわかるんですけども、「第十七條 圖書寮ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル……」。

**伊藤** 図書寮（ずしりょう）というんですか。

**梶田** 「ずしりょう」「としりょう」。どちらもいいですね。すみません、近代の場合どちらが正しいというようなことがあるのか、私は調べたことはないんです。けれども、「ずしりょう」といわないとなんか落ち着きが悪いですね。それで、たとえば図書頭（ずしよのかみ）とか。

それで、図書寮の職掌ですが、「皇統譜ニ關スル事項」、それから「皇室典範詔書勅書皇室令其ノ他重要ナル文書ノ原本尚藏ニ關スル事項」と出ております。

話は少し飛びますが、今度『書陵部紀要』に、大正9年に出た「皇族の臣籍降下に関する施行準則」について、倉富勇三郎の日記から関係記事を抄録して掲載する予定です。それを読んでいると、倉富は、皇族に関する重要文書を見ようと思うと、調査課というところへ行っています。すると、調査課のほうでは、図書寮にあるものはそれを取り寄せておいて、倉富に見せる。場合によっては、倉富が直接図書寮に取り寄せる場合もありますけれども、調査課のほうでは、重要な本なので、場合によってはそれを書き写したものを渡すとか、そういうことをやっているんですね。

**伊藤** 何課ですか。

**梶田** 調査課です。

**伊藤** そうですか。

**梶田** 調査課は、大正10年には大臣官房文書課に、その後は秘書課になると思いますが、だいぶ大きく変わるんですね。だから、これは大正8年段階の話です。

それで、こうしたそれぞれの部局がどのような仕事をしていたのかということを知れば、どのような文書が作られていたのか、保存されていたのかということを知る手がかりになると思うのですが、当時は印刷局の『職員録』に、職員のリストの前にその部局の分課規程を載せています。昭和期になるとなくなるような記憶がありますが、とにかく大正ぐらまでは、非常に便利で、それぞれの部局の分課規程がありますから、それをみて、どういう文書があるだろうと推測ができるわけです。

**伊藤** その、書陵部の内規というのはありますか？

**梶田** 当然いろいろあると思いますけど。

**伊藤** この段階の書陵部の場合は……。

**梶田** 図書寮は今の書陵部になります。図書寮の職制のほうに戻りますけれども、そのほか、「世傳御料臺帳」。「天皇皇族及公族實録ノ編修ニ關スル事項」はいまのわれわれの仕事

です。「圖書ノ保管出納ニ關スル事項」、それから、「公文書類ノ編纂及保管ニ關スル事項」と。こうしてきちんと書いてあって、今も同様の規程があれば、当然こうした文書は保管されているだろうと推測できるわけです。

話を戻して、もう少し、現在の書陵部について説明を続けたいと思います。

図書館係はちょっとあとでまとめて説明します。

それから、修補係というのは、整理段階で、閲覧させるには補修が必要なものについては、修補をするという係で、伝統的な和書の修補ではその技術に非常に定評があります。いろんなところで紹介されています。

**伊藤** この前木戸文書の青木周蔵書翰の写真を見ましたが、けっこう痛んでいましたが。

**梶田** あれはすごいですね。

**伊藤** 修補係がなおしたのですか。

**梶田** 私はちょっと実物を見ましたけども、きちんと裏打ちしてありました。青木のインクは鉄分が多いのか、文字の部分から酸化してボロボロになってくるのに、しかも表裏に書いてあって、とても写真では読めない。

**伊藤** 読めないですね。

**梶田** 読めないです。だから、実物を見ても読めないところは、しょうがないんですけども、やはり修補してある実物を見ると、写真よりははるかによく読める。これはよくやってくれたなという感じです。

**伊藤** 字がこういうふうになって……。

**梶田** 何か小さい包み紙があったんで、見たら、落ちている断片をそのなかへまとめてちゃんと保存してある（笑）。

**伊藤** あれはすごい。

**梶田** それから、庶務係というのは、書陵部全体の庶務に関してです。

陵墓課は陵墓調査室と陵墓管理係というのに分かれております。

編修課は、仕事として、実録編修室と皇室制度編修室とに分かれていて、実録編修室はご存じのように、現在昭和天皇実録の編修を中心にやっています。皇室制度編修室に関しては、「皇室制度史」の本の出版をずっとやっていて、その後昭和天皇実録が始まった関係で、一時中断していましたが、今また始めるということで、またやっています。

**伊藤** 「天皇皇族及公族實録ノ編修ニ關スル事項」と、これであなた方は実録をつくるわけでしょう。

**梶田** そうです。

**伊藤** 「明治天皇紀」は実録じゃないんですね。

**梶田** 「明治天皇紀」はやっぱり実録……。

**伊藤** 別にあるんですか。

**梶田** 別にありません。ちょっと私の理解は間違っているかもしれませんが、私なりの理解では、明治天皇に限っては、臨時帝室編修局で作ったもので、それ以前の歴代天皇皇族の実録を編修した図書寮編修課の事業ではないわけです。だから、そうしたこともあって、名称としての「明治天皇実録」というのはなくて、他の天皇の実録とも若干性質が異なるわけです。明治天皇は……………。

**伊藤** 明治天皇紀。

**梶田** 明治天皇紀。明治天皇実録とは言わないんです。かといって、明治天皇実録は別にあるわけではなくて、位置づけとしては、明治天皇紀が明治天皇の実録として理解していると思いますけども。

**伊藤** 「昭和天皇紀」というふうな発想は出なかった。

**梶田** 少なくとも、スタイル的にも内容的にも、やはり明治天皇をそれなりに意識して、尚かつ、新しい時代に適用したものをつくるという考えで、そういう意味では「明治天皇紀」に近い部分があり、いままでの実録のスタイルとは異なっている部分はあります。

**中見** いまの問題ですが、本紀と実録というのが分かれていた。孝明天皇はそういう可能性はあるんですか。

**梶田** いや、当時は違います。

**伊藤** というと、「実録」というのと「天皇紀」のような、曖昧な情報を同じに使っているんじゃないですか。ですから、実録編纂といっても、明治天皇の場合には、図書寮が当時やっぱりやって、臨時帝室編修局ですね。それも実録ということですけど、実際にできたのは「明治天皇紀」で、大正天皇も「大正天皇紀」ですよ。

**梶田** 大正天皇は、「実録」です。

**中見** 大正天皇は「実録」なんですか。

**梶田** ええ。

**中見** 今回やる昭和天皇実録というのは、出る時は、天皇紀「本紀」になる可能性はないんですか。

**梶田** それはわかりません。

**中見** 大正天皇のほうは「実録」というんですか。

**梶田** はい。

それでは、次にいきます。次は、「図書課出納係管轄の史料」ということを見出しを立てましたけれども、これは皆さんがご存じのいわゆる『和漢図書分類目録』に載っているもので、文書史料もありますが、古典籍、刊本など。そのほか、洋書なんか結構持っているんですけども、これは目録のなかにはありません。それでは、全然公開してないかという、そういうわけでもなくて、たとえば、書陵部の展示会でそういうものを展示したりとか、そういうことはあります。

**伊藤** 目録にないものは、全く外に見せないというわけでもないんですか。

**梶田** はい。

図書調査室はさっき説明した通りで、今現在の話ですが、いわゆる非公開の史料について、確かに何らかの理由があって非公開というものもありますけれども、図書調査室段階で整理がなされていないので非公開というのもあると思います。

書陵部というのは、私が入ったのは初めての近代研究者ということで、近代研究者はあまりいなくて、特に図書調査室は国文学や前近代の研究の方とか、そういう方が中心で今も近代の人はいませんので、要するに、近代の史料の方には、なかなか手が回らないということがあります。

それから、「編修課関係の史料について」。編修課としてはもちろん事業にかかわる文書を持っていますが、直接外部に対して史料を直接閲覧に供するということは今まではありません。ここでは、編修課として、どういうものを史料として作成してきたかということなんです。現段階でまだ編修課にあるものもあれば、出納係などへ移管してないものもあります。

まず、戦前の編修課の職掌として「皇統譜の編修に関する事項」というのがあり、皇室の系図というか、戸籍に相当する記録を作ることがあったのです。ちょっとそれは複雑なので詳しく説明できませんが、その後大正 15 年に皇統譜令というのができて、これに則って皇統譜を作ることになりました。

それで、その保存については「皇統譜ノ登録及附記ニ関スル記録ハ図書寮ニ於テ尚蔵ス」となっています。これは、大正 15 年に皇統譜令が出される以前のものですが、その後皇統譜令が出て、戦後も新しい皇室典範とともに新しい皇統譜令が出ています。今でも皇族さんのお誕生とか、ご結婚とか、そういった場合には、皇統譜に書き込んで、とりあえず書陵部で正本を保管して、——ここに書いてありますように、第 2 条だったかな——副本は法務省で保管するということになっています。正本は今も書陵部で保管することは、宮内庁の組織規定には書いてありますが、戦後の皇統譜令には副本のことは出ているのに、正本の保管場所が書いていない。ただ、その第 1 条に「この政令で定めるものの外、皇統譜に関しては、当分の間、なお従前の例による」ということで、その意味で旧皇統譜令は生きている部分もあるわけです。

実際には、現在は、皇統譜に関しては図書課の管轄で、編修課は今関わっていませんが、さきほど紹介した戦前の編修課の職掌を見て、少なくとも戦前の編修課は皇統譜の編修に関わっていたことはわかるので、皇統譜について知りたい場合は、図書課と編修課と両方の関係資料を調べなければならないと推測するべきだと思います。

私自身は、皇統譜に関して、どういう史料があるとかないとか、ほとんど見たことがなくよくわからないのですが、以上の職掌は秘密でも何でもないので、現在も編修課が歴代

の天皇皇族の実録編修を行ったり、『皇室制度史料』の編修を行っていることをあわせて考えれば、宮内庁の中で、歴代の天皇及び皇族に関する歴史的情報をいちばん体系的に持っているのは編修課であろうと推測するのは、至極妥当な判断ということになると思います。

実録については、そこには歴代天皇皇族実録、王公族実録、四親王家実録——伏見宮、桂宮、有栖川宮、閑院宮の実録——、大正天皇実録、それから、明治以後の皇族実録——これはすべての方ではありません。伏見宮邦家親王のお子さんのたとえば北白川宮能久親王ぐらいか、その一つ下の代くらいまでの皇族の実録ができております。残りの方については、今も資料は収集していますが、執筆は中断しています。

それから、このあと、朝鮮王公族実録というのが書いてありますが、これはいまうちにはないんです。どこへいったのかはわからず、いまは手元にないということです。

**伊藤** それはいつの時期の……。

**梶田** 要するに、併合以後ですね。併合の時の王様とその子孫の方の実録文書ですね。それ以前の李王家の実録としては、別に朝鮮総督府が作ったものがあるのです。それは、うちにあったかどうか、学習院にはありました。

**中見** 多分そうじゃないと思います。これはこれで作って、日本の宮内省がやるのと、自分の方でも作って、最後の日本の統治時代も2つも作って、それは、学習院にもあるし、アメリカにもある。だから、日本の方がつくったのは、僕は宮内庁にはあるんじゃないかと思いますね。

**梶田** 一度調べたのですが、記憶がちょっと飛んじゃって、また調べ直してみます。

それから、「明治天皇紀」ですけれども、ちょっともう一度整理しますと、これは大正4年にいわゆる臨時帝室編修局という、いわゆる臨帝とっていますが、——ですから、皆さんが書陵部で閲覧する近代史料のかなりの部分は、臨時帝室編修局で明治天皇紀編修のために筆写したもので、「臨帝本」と呼んでいます。——そこで大正4年に編修を始めて、昭和8年にこれを一応完成させて、天皇に奉呈したということになっています。

**伊藤** 昭和の初めに完成したやつですね。

**梶田** そうです。いまある『明治天皇紀』というのは、それをもとにして昭和四十何年かに明治100年記念事業と一環として、閣議決定で出すということになって、刊行したものがこれなんです。ただ、ちょっとややこしいのは、戦前に編修が終わった段階で、引き続いて一般公開のために、「公刊明治天皇御紀」の編纂に着手し、いちおう稿本がで、さらにそれが昭和14年に図書寮に移管されて、昭和16年からは公刊明治天皇御紀編纂部で事業が続けられますが、昭和20年の8月に、戦災のため参考資料など大部分が焼失してしまい、21年には編纂部を閉鎖して公刊事業を中止したという経緯があるわけです。

**伊藤** その延長線上にいま出ている『明治天皇紀』がある。

**梶田** 現在出ている『明治天皇紀』は、いま話した、戦前に公刊しようとしたものではな

くて、昭和8年に完成したものです。

**伊藤** 金子は……。

**梶田** ええと、金子……。

**伊藤** 金子堅太郎はやっているのかな。

**梶田** 金子ももちろん関わっていますが、竹越与三郎がやったり、最後は三上参次が……。

**伊藤** あっ、三上さん。それと、いま公刊されているものとの関係はわかりますか。

**梶田** 基本的にほとんど三上参次が完成させたものをもとにして、若干の修正、補綴というか、そういうものを加えて出していて、基本的にはほとんど変わらないと思います。場合によったら、かなり書き直したりということはあると思いますが、私もちょっと実際に見くらべたことはないんですね。ほとんど同じだろうということで、見ておりません。

ほかにいろいろな報告書が書いてありますが、「現行宮中年中行事調査報告書」というのは、さきほどの川上さんの観菊会の論文は、これを使っています。ただ、編修課としては、非公開というか、今までは外の方にお見せすることはなかったのですが、同じものが公文書係にありまして、公文書係の方で彼女は閲覧しています。

**伊藤** 編修課では非公開なんですか。

**梶田** はい、現在は。本当は、内容として非公開とする理由はないように思います。もっとも、編修課自体は、持っている史料を外部に閲覧させるような、そういうことを職掌として持っていないということがあります。だから、こういったいろいろな調査研究のものがありますが、存在自体、非公開ということじゃありませんので、情報公開法が施行されたら、どんどん開示請求していただければ、これから変わっていくんじゃないかなと思います。

**伊藤** 理由なしに非公開にしてきたのですか。

**梶田** いや、そうではないと思います。今となってはわからないですけども、何らかの理由があったと思います。問題は、昔あるときに何らかの理由、担当者の判断で、非公開にしたということはあると思うんですけども、その時の理由がはっきり残ってないんですね。ですから、今になって、すぐに公開していいかとなると、もとは何らかの理由があったと考えると、いちおうその理由が何であるのか、ある程度慎重にならざるを得ない。

**伊藤** 理由がはっきりわかって、今それが問題なければ、公開するのは大丈夫？

**梶田** そうですね。もちろん書陵部長の判断になりますが、それはもちろんできます。ですから、そうした理由がはっきりして、うまく話が書陵部長のほうにいけば、いままでも公開は可能だったはずだったのですが、なかなかうまくいかなかったということです。

**伊藤** それはどこが管轄する？

**梶田** それは図書課出納係。

ですから、いまの段階で、現在非公開のものが、必ず公開されるとか、されないとかこ



ここでは言うことはできませんけれども、情報公開法の施行がひとつの意味があると思いますので、その時点で、もう一度、この史料は公開されたのかどうか、そういう問い合わせはどんどんしていただいて結構だと思うんです。

そういえば、先ほども倉富の日記のところで触れましたが、戦前の図書寮は、皇室に関する重要文書を扱っていました。大正10年の宮内省官制には図書寮の職掌として「皇室典範詔書勅書皇室令其ノ他重要ナル文書の原本尚蔵ニ関スル事項」あります。さかのぼって明治40年の皇族会議令には、「皇族会議ノ議事ハ宮内高等官ヲシテ筆記セシメ宮内大臣之ニ署名ス」「皇族会議ノ記録ハ図書寮ニ於テ之ヲ尚蔵ス」とあります。これらの法令はいまは失効して現在の書陵部にそのまま当てはめることはできませんが、少なくとも戦前まではこうした文書は図書寮で持っていたということになります。なんども繰り返しますが、文書の存在とその公開について問い合わせるときは、こうした法令や過去の記録を根拠にされるといいと思います。

それで、次の「公文書について」ですけれども、公文書については、きょうお配りしたペーパーのなかの橋本不美男さんが書いたものをご紹介しますと思います。これは『びぶろす』の1950年の11月号で、橋本さんという方は、当時の書陵部の図書課図書第一係長という肩書だったと思います。宮内省時代の公文書類についてわかりやすく説明した話でありまして、「1. 序」と「2. 公文書類の淵源」をちょっと飛ばしまして、3番目の「明治期—類輯時代」です。『明治19年9月、「帝室一切之記録編輯ヲ省キ其中ヨリ禮典法則ニ備フベキ條々而已撰定」「庶務ニテ従前取扱侯記録之類ハ本寮ニテ取扱致サズ」の圖書寮事務取扱が制定された。即ち行政参考資料として公文書類輯の原則としたものであり、なまな公文書類の保管は各部局に委ねられた。そのため圖書寮に記録課が設けられ、「宮中省中一切ノ事實ヲ記録シ、之ヲ永遠ニ傳ヘ微據ニ備フル」ため、「帝室例規類纂」、「圖書寮記録」の二つが編輯された』という記述があります。つまり、さきほどご紹介した宮内省の職制とか、それから宮内庁の規則によると、公文書というものは、各部局がそれぞれ抱えていたものを、宮内庁のなかの規則で、一定期間が過ぎたら図書寮に、いまは書陵部公文書係に移管して、公文書係でそれを編纂して保管するというシステムになっています。しかし、それ以前のこの頃はそういうことではなくて、各部局が持っていて、ただ、公文書のなかから、重要な記録を編纂して「帝室例規類纂」「圖書寮記録」をつくったということです。「圖書寮記録」というのは、『和漢図書分類目録』のなかにありますので、誰でも見られますが、私はちょっとみたことはありませんので、活字になっているものと聞いていますが、ちょっとどういう時期までのものを扱っているのかはちょっとわかりません。

**伊藤** わからないというのは……。

**梶田** 内容です。近代以前の内容なのか、近代になってからのことなのかと。

**伊藤** いずれにしても、公文書から編纂したものなのですね。

**梶田** はい。「圖書寮記録」は活字になったものですが、「皇室例規類纂」はここで「宮内省事務の徴拠として永遠に伝える例規の編輯であり……」「内閣記録局の例規を範とし、部局の主務事務別に3部20門に分ち……」「資料は、各部局執行事務の公文及附属書類」と書いてありますように、宮内省の公文書を法規分類大全のように部門別に整理したものです。これは今は非公開ですが、存在するというのは、これを見ればわかります。これを閲覧したいといって照会してきた人がいたという話は聞いたことがないのですが、これは明治初期の宮中・宮内省の貴重な史料だと思います。

「4. 大正以降」のところに行きますと、2つ目の段落から、「即ち明治41年官制改正により、省中公文書類は一切圖書寮に於て編纂保管の責に任ずることとなり、従来各部局保管公文書類を一括して引継ぎ、逐年半年ないし一年の余裕期間を設けて、各部局各年度書類を引継ぐことになった」ということで、いまのような体制になっている。

**伊藤** この公文書類は。

**梶田** いま書陵部の公文書係で持っています。

**伊藤** 持っているんですね。

**梶田** そうです。もっとも4月に情報公開法が施行されると、今と全く同じというわけではありません。それで、具体的にどういうものがあるかということは、ここに、部局別に代表的な公文書が紹介されています。

『明治天皇紀』をみていただいて、「……録」と書いてあるのはだいたい公文書です。ただ、問題は先ほど言いましたように、図書寮・書陵部が引継いで、改めて編纂するわけです。ですから、『明治天皇紀』を作成する段階で使用した公文書は、図書寮で編纂されたものとは限らなくて、編纂される以前の、各部局が保有する公文書を使った可能性もあるわけです。そうすると、編纂されて名前が変わるということはしばしばあって、ですから、『明治天皇紀』に「……録」があるからといって、いま書陵部でその名称で探しても、出て来ないという可能性もあります。

その他、各部局に関して、「……日誌」「……日記」というのがもちろんありますし、それから、事件別の一件ものの文書がないわけではありませんが、どれも部局名がわからないとなかなか見つからなかったりします。

ですから、『明治天皇紀』も参考になりますが、さきほども申し上げましたように、当時の官制とか、各部局の業務を調べてみていくと、たぶんこういう公文書があるんじゃないか、あるはずだ、ということはいまふみえてきますので、というところから手がかりにしてお探しになるといいと思います。特に、大正以前に関しては、「職員録」にある分課規程を見るのが手っ取り早いと思います。

それから、次に問題の「明治憲政史関係史料」についてお話をしなければならぬと思います。きょう、私はちょっと迂闊にもそのコピーを持ってくるのを忘れたんですけど

も、ご存じのように、『宮内庁図書館収書目録』改訂第一号という名称で、昭和 26 年に出されました。そのなかに、「明治憲政史関係史料目録」として、明治天皇に関する勅語、御沙汰書とか、上奏とか、そういったものに関する史料の目録が出たのですが、それはいま非公開にされているということは、皆さんはご承知のことだとは思いますが、これについてちょっと説明しなければいけないと思います。

宮内庁図書館というのは、戦前にも宮内省のなかで図書（刊本）を持っているところがありました。現在の宮内庁図書館は、昭和 23 年に国立国会図書館法が制定されて、それに規定された支部図書館として設置されました。書陵部図書課の図書課長が館長で、実質的には、書陵部図書課図書館系の係長が事務を取り仕切っています。いまは、宮内庁時代の図書館の図書を引き継いで、皇室、宮中制度に関わる本を中心に集めるということをやっています。専ら皇室、宮中制度を中心にやっている。支部図書館というのは、だいたいその省庁の専門図書館なんですね。国会図書館でも集めるけれども、全部集めきれるとは限らないわけで、とりあえず、各支部図書館にその専門に特化した収集をしてもらうという趣旨です。それでは、だれでも宮内庁図書館で閲覧できるかという、それは出来ません。もちろんレファレンスはしていて、「皇室に関しこういう本がないか」というふうに聞かれば、「それはこういう本があります」というふうにはお答えします。それがたとえば国会図書館にもないというような本であれば、その場合については相談に応じますけれども、原則的には、国会図書館にあれば「国会図書館に行ってください」というような扱いで対応しています。

話をもとに戻して「明治憲政史関係史料目録」のことですが、いまはまったく非公開の状況ですが、宮内庁図書館の創設当初は、図書寮の蔵書とか、明治以来の洋装活版本とか、それから、各部局の公文書類も同図書館の管轄にしようというようなこともいわれていたらしいわけです。というのも、まだこの時期、昭和 26 年はまだ講和条約は発効していませんし、そういう状況で、宮内庁として組織の将来も、皇室制度がこれからどうなっていくのかということも含めて、制度的にも精神的にも不安定な状況で、これからの書陵部の存在意義について、書陵部のなかでも真剣にいろいろ考えていたんじゃないかなというふうに思います。ですから、国民の理解を得られるような組織にしていってほしいんじゃないかというふうなことを考えたと思うんです。そういった試行錯誤のなかで、この文書もその目録に載ったのではないかというふうに推測されます。

当時の宮内庁図書館のことについては、河西さんという当時の図書館係長の書きました『びぶろす』の……………。

**伊藤** 『びぶろす』？

**梶田** 『びぶろす』です。『びぶろす』は国会図書館の情報誌です。『びぶろす』の 1952 年 3 月号に、「宮内庁図書館 宮廷関係の資料センター」と題する文を書いています、これ

にみると、当時の宮内庁図書館の意気込みというものがわかると思います。この中にもやはり宮廷関係資料ということで、「明治憲政関係資料」の紹介がされています。

ところが、ご存じのように、これはいまは見られないわけですが、将来的にずっと見られないというふうには言いませんけれども、どうなるかはちょっと4月以降まだわかりません。

それで、これはどういうものかといいますと、「明治憲政関係史料」というのは、「明治天皇御手許文書」という言い方もされています。こういう「御手許文書」などという言い方をすると、またいろいろ誤解されたりして問題がありますが、これは実は本来内大臣府が管轄した文書です。それは例えば昭和初期の新聞記事から伺うことができます（朝日新聞 昭和4年6月25日など）。この記事をうっかり持って来るのを忘れてしまって申し訳ないのですが、いわゆる明治天皇の国務に関わる史料を内大臣府が持っていて、——レジュメに「内大臣府官制」を書いておきましたけど、内大臣府というところは、「御璽国璽を尚蔵し及詔書勅書其の他内廷の文書に関する事務を掌る」ところです。それで、勅書とか上奏とか、そういった関係のものは内大臣府の管轄だったわけです。それで内大臣府が持っていて、ちょうど「明治天皇紀」の編纂に必要な史料ということで、昭和3年から4年にかけて、それを整理したことが当時の新聞記事に出ているわけです。それが現在、書陵部にあるわけです。ただ、今まで全く外に出してないかということ、そういうわけではなくて、旧陸海軍関係の相当の部分は、防衛庁の防衛研究所図書館に移管されています。確かなんとか文庫、千代田文庫でしょうか。

**伊藤** 千代田御文庫。

**梶田** そういう名称がついているのがいまの防衛研究所にあり、その残りが今まだこちらにあるということだと思います。それから、昭和35年には、議会制度70周年を記念して国会図書館で記念展が開催された時に数点出展されています。

**伊藤** 目録に載っているから、わかっちゃうわけですか。

**梶田** 議会制度70周年に出た理由ですか。

**伊藤** その時に出たということは……。

**梶田** ということは、目録が出ていたわけだし、目録を見てなくても文書の存在自体はよく知られていたから、特定の文書を指定しないで、何か適当なものはないかという打診を最初にしたのか、……。

**伊藤** それで出した……。

**梶田** 要請があって、その史料自体を出展しているわけです。

**伊藤** そうでしょう。だから、何があるかということは。

**梶田** そうですよ。その時点でわかっていたんです。

**伊藤** わかっていたから、要請することができたわけですね。

**梶田** だと思えますね。実際、そのあとにも書いてありますけども、以前公文書館から、「その目録にあるものについて移管してほしい」と言われたけども、それを断ったというような話も聞いています。

こうしたものも含めて、現在非公開のものについては、4月以降にならないと詳しいことはお話しできないんです。

**伊藤** いいですよ。

**梶田** 4月以降また機会がありましたら、お話しさせていただきたいと。

**伊藤** よろしいですか。昭和天皇のいわゆる独白録といわれるのがありますね。あの時に内記部というのは内大臣府と書いてありますね。内大臣府というのは内記部のことですか。それとも、その時点では内大臣府もなくなっているはずだから。

**梶田** 内大臣府はなくなったので、確か僕の記憶だと、それに代わる、内大臣府が扱っていた事務を扱う部局として、宮内省に設けられた部局が内記部だと理解していますが。

**伊藤** それで、内大臣府というのはなくなるんですね。

**梶田** その前、内大臣府というのはなくなりますね。

**伊藤** 内大臣府がなくなってみると、それはどこに吸収されたのかなと……。侍従職ですか。

**梶田** 基本的には侍従職あたりが事務を引き継いだのではないのでしょうか。それから、書陵部の戦前の公文書の中にも内大臣府の部局名のものほんの少しだけありますが。

**伊藤** 侍従職は侍従職で自分達の文書を持っている？

**梶田** と思えます。それを書陵部へ全部移管するとは限らないわけです。今後どうなるかはまた別問題ですけども。

**伊藤** 書陵部はいまは宮内庁全体の史料を持っているわけではないですか。

**梶田** ええ、移管されているものもあれば、そうでないものもある。

**伊藤** そうすると、部分的には入って来ない。

**梶田** 入って来るものもありますけれども、全部が移管されているとはとても思えないです。というのは、部局によってそれぞれ事情がありまして、特に宮内庁というところは何かをするにしても、かなり古い時代の例を参考にしないとできないことがあるわけです。たとえば、この前の香淳皇后の御葬儀にしても、その前の貞明皇后、それから、昭憲皇太后とか、いろいろな過去の事例を参照にしながら新しいことを決めていくことが多いので、ですから、部局によっては古い文書を抱えてないとやれない時もあります。そんなにめったにないことですが、今後情報公開法の施行に伴ってどうなるかはっきりしませんが、部局でいろいろ持っているというのはありますし、それから、「昭和天皇実録」をするなかでは、たとえば、こういう史料は当然庁内にあるはずだけどいうことで探しても見当たらないとか、そういうことがないわけではないんです。

**伊藤** 今話のあった内大臣府の文書は、昭和天皇時代のものではないですね。

**梶田** はい。

**伊藤** これは明治天皇でしょう。そうすると、大正天皇の時のものもあったはずだし、昭和天皇もあったはずだし、そうすると、今度は「昭和天皇実録」をつくる時に、昭和天皇の「御手許文書」を編纂に利用することができているんですか。それとも全然できてないわけですか。

**梶田** たしかに、明治天皇の「御手許文書」に相当する資料は、私はほとんど見たことがないので、どうなっているんだろうという疑問は持っています。ですから、どこかにまだ残っているのか。それとも、たとえば終戦の時に燃やしてしまったとか、よくわかりません。

次に、「明治天皇紀編纂に関する史料」について。これは、いわゆる臨帝本のことですが、ほとんどが筆写資料です。ですから、資料を借りて、写してお返しするというのをずっとやっているわけです。そうすると、そのこと自体は宮内省の一部局の業務ですから、その記録が残ります。その記録には、当時どこにどのような史料があったか、その目録はどういうふうになっているか、ということが記されている。それは「明治天皇紀編修録」というタイトルがついていますが、これは私は非常に重要な記録だと思う。

**伊藤** どこから何を借りたという。

**梶田** そうです。誰から何を借りたか。貴重な資料を借りるわけだから、必ずそれが記録されるわけです。当時、誰がどのような資料を持っていたのか、目録レベルまできちんとわかるわけですから、それは非常に……。

**伊藤** だから、さっき話した木戸さんの場合も目録があったわけだ。

**梶田** ただ、あれは臨帝本には入っていません。臨帝本というのはほとんどがそういった原本ではなくて、借用して書き写したもので、原本は返しています。ただ、購入したり、寄贈を受けた場合もきちんと目録は作ると思います。

**伊藤** だから、木戸さんが目録を持っていて、要するに、木戸さんが書陵部に寄贈したときに、書陵部が作成した目録をもらって、それと実際に公開されている目録とつきあわせたら、数が合わないわけです。それについては、いろいろやり取りがありまして、結局、補修……。

**梶田** 修補係。

**伊藤** 修補係に、あるいは、その前の段階の整理段階というような説明があって、それから少しずつ残りも公開されるようになった。

**梶田** それから、「御紀資料稿本」というのは、要するに「明治天皇紀」の典拠となった資料で、資料を書き写したものを綴ってあります。「昭和天皇実録」もそうなんですけれども、まずは資料を写すわけです。ただ、本文は資料に基づいてつくるわけですが、その資

料の方は、簡単な綱文を見出しにして整理して、資料稿本という形にしてあるわけです。

**伊藤** 『明治天皇紀』には、本文のあとに資料名が載っている。あれがそのまま……。徳大寺日記などもあるのですか。

**梶田** 当該部分の資料の書き写しが載っています。資料稿本が仮に公開になったとして、もとの資料が非公開の場合、どうなるかはわかりませんが、一応その部分に関しては、行政文書の部分非開示のように、その部分がマスキングされるような形になると思います。

ただ、徳大寺日記についてですが、ご存じのように、早稲田大学の図書館に、例の渡邊幾治郎の文書の中に入っています。私は昔1回だけ書陵部に入る前に見ました。そのあと、書陵部に入ってから、書陵部の写本を見ましたけれども、記憶がはっきりしないので、書陵部の写本とまったく同じものが渡邊文書に揃っているか断言できません。ただ、どちらにしても写本です。で、原本はどうかというと、これも書陵部にあることということが知られている。ただし、たぶん誤解されているのは、実は原本の方は、明治天皇紀編修のために入手したわけではないのです。この段階では徳大寺家から借用して写本を作っただけです。渡邊文書の中のものもこの段階のもので、ところが原本の方はどうかといいますと、それは昭和40年ぐらいだったか、徳大寺家より購入しているのです。どういう事情かはわかりませんが。

**伊藤** 「明治天皇紀」では原本を直接使ったわけではない。

**梶田** はい。ですから「明治天皇紀」で使った原本が、必ずしも残っているわけではありません。というか、原本を現在書陵部が持っていることは稀だと思います。

**伊藤** すみません。さっきおっしゃった「明治天皇紀編修録」の中にある目録というのは、目録だけで、実際にはない。

**梶田** そうです。借用して返却した記録ですから。それから、筆写も、かならず借りたものを全部写したというわけではないし、写したものは史料としての形態は変わります。ですから、「明治天皇紀編修録」は、当時どこにどのような史料があったかという、それ自体いわゆる史料です。ですから、それだけでもすごい史料（笑）だと思うんです。

それから、「秘書類纂」についてちょっとお話しさせていただきたい。

「秘書類纂」は昨年か一昨年に中京大の檜山さんや駿河台大学の広瀬さんが、伊藤博文の子孫から、大津事件に関する「秘書類纂」の原本を見つけたということが新聞記事でも紹介されました。それで、実際に刊行されている『秘書類纂』と比べて、刊行されているのは誤りや、欠落部分が多かったり、史料としてはあまりにもひどいという報告がありました。

**伊藤** これは、平塚さんの出した『秘書類纂』のなかに入っているのですか。

**梶田** 公刊されている部分に入ってます。

**伊藤** 大津事件というタイトルじゃない。

**梶田** じゃないです。たしか「外交」のいちばん最後にチョコッと入ってます。

今書陵部にある部分は、大正6年に、当時の伊藤公爵家の当主伊藤博邦さんから寄贈されました。その時は、図書寮で受け入れています。最初は、図書寮に入れるということが入ったのです。ところが、これはそのまま調査課のほうに動きまして、一時は調査課とか、参事官室で保管されていたようです。なぜかといいますと、ご存じのように、大正15年に皇室制度に関する重要な皇室令が一度に出ますが、当時は帝室制度審議会でその審議を続けていた時期です。秘書類纂には、伊藤博文の時代に皇室制度について調査審議した史料がかなりありますから、それも参考にしなければいけないということがあったのです。それで、昭和になってそれが一段落してから、改めて図書寮に戻されています。

秘書類纂の問題の一つは、受け入れた時の文書に「伊藤博文遺書」という表現があったことです。

**伊藤** 遺書。

**梶田** 遺書です。この「遺書」というのは、「遺産としての文書」という程度の意味にすぎず、遺言書の意味ではないのです。ところが、「遺書」とあるものだから、あたかも伊藤博文の遺言を記した遺書があって、それにはこの文書を宮内省に納めて、秘して部外に漏れないようにしろというような遺言が書かれていて、それにしたがって納められたというような、誤った解釈がなんとなく広まっていたようです。もし本当にそうなら、伊藤の死後のもっと早い時期に宮中に入っていたはずですよ。

しかも「秘書」という名前がついているから、秘密の書類、外に出すべきではないものと、そんなようなイメージがどんどん中でできあがったんじゃないかなというふうに私は推測しています。これは、セクレタリが編纂した文書、という程度の意味と解しているんじゃないでしょうか。

いわゆる公刊『秘書類纂』ですけれども、秘書類纂を公刊した中心は尾佐竹猛などは『伊藤博文伝』のメンバーで、だいたい『伊藤博文伝』編纂の時期と重なっているわけです。それに対して、宮内省のなかでどのように許可を与えたのかは、調べたのですが、わかりませんでした。恐らく伊藤公爵の了解のもとで、宮内省としても、出処を明示しない条件で、内々に許可したんじゃないかなと思います。ですから、刊行された秘書類纂には宮内省にあるとか、そういう典拠情報は何も書いてないんです。

日本歴史の251号、1969年の4月号に……。

**伊藤** 251ですか。

**梶田** はい。座談会の「維新史研究の歩み 第6回 明治憲政史を中心として」というものがありまして、そのなかで深谷博治さんの発言だと思いますが、いわゆる秘書類纂の公刊のことは見て知っているということを書いています。『伊藤博文伝』の事務をやっていた金庸極という専門家でもない人物が、宮内省に出入りして写して、ろくな校訂作業も行っ



ていないというようなことを書いていました。

**伊藤** いま秘書類纂はどこが。

**梶田** それは出納係だと思います。管轄は違うかもしれませんが、ものは出納係が持っていますね。

**伊藤** 非公開？

**梶田** いまはまだ非公開です。4月以降はわかりません。

**伊藤** わかりました。

**梶田** 最後に、ちょっと時間がかかって申し訳ありません。情報公開法について少しお話しをしたいと思います。

もちろん宮内庁も情報公開法の対象になるので、現在それに対応するために準備をしていますが、今はその具体的なことについてはお話しすることはできません。ここでは、あくまでも一人の近代日本史研究者の立場から見た、情報公開法の問題点をお話ししたいと思います。それから、今までお話しした書陵部の史料のほとんどは、情報公開法で公開対象となる行政文書ではなくて、あくまでも歴史的史料として公開するものですので、その違いはこれから説明しますが、誤解のないようにお願いします。

この4月に情報公開法が施行されるということをご存じだと思いますが、その条文等を皆さんはあまりじっくり見る機会もないかと思いますので、官報に掲載されたものをちょっとお配りしましたが、要するに、かいつまんで言いますと、われわれが役所で持っている文書などの記録は、基本的にすべて行政文書という枠がかけられます。

**伊藤** 一次資料であつてもですか。

**梶田** そうです。基本的に。第2条の第2項で「この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（括弧内省略）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く」ということで、除外事項を付していますが、この段階では、行政機関が取得して組織的に用いるものとして取得した文書または記録はすべて全部そうなんだという言い方で、この部分では、歴史的に貴重な史料であるかどうか、それが古文書であろうが、そんなことは何もおかまいなしです。それでは除外されるものは何かというと、「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的……」これは当然です。それから「政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」とあります。つまり、政令で定める機関等で特別に管理されたものであればいいわけです。

ここで問題なのは、政令で定めなければだめなんですよ。国立公文書館は定められているからいいわけですがけれども、ところが、そうじゃないところは歴史的史料を持ってない、

正確に言えば持っけていても歴史的な史料として管理できないわけです。つまり、たとえば大蔵省が何らかの職務に必要な資料として貴重な古文書を持っけていて、他の行政文書と同じように扱うのははおかしいんじゃないかと思っけても、大蔵省が歴史的資料の保存機関として認定されなければ、大蔵省が持っけている限りは法的には行政文書としなければならぬといわけです。

次に、その政令ですけれども、それは「施行令」の方です。第二条の第三項「前二号に掲げるもののほか、公文書館、博物館、美術館、図書館その他これらに類する機関であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして総務大臣が指定したもの」ということで、総務大臣の指定を受けなければいけないということ、いま書陵部は総務大臣の指定を受けるべく、その方向で準備しています。ですから、逆にそういった機関でない、指定されてないところに関しては、持っけている文書は行政文書として持つか、それとも、公文書館などの機関に移管するかどちらかです。もし、行政機関で不要になった文書を、国立公文書館も受け入れてくれなければ、廃棄するしかないという。公文書館で受け入れてから廃棄する場合もあり得ます。それ以外のケースは認められていない。たとえば、公文書館がいらないというよな文書を、大学が受け入れてもよいとか、そういう余地のある規定はみあたりません。情報公開法というのはそういう法律なんですね。情報を公開するためのルールだけは明確にしたけれども、それに規定された以外の文書の利用、保存、流出は徹底的に規制する。ですから、これで、行政文書の廃棄が非常に進むんじゃないかなと思っけています。

今は、どの機関が歴史史料保存機関として認定されるかということは、まだ確定してませんのでわかりません。たとえばとりあえず、貴重な歴史史料であつても、法的には行政文書ということ、保有していてもいいじゃないかという考えもあるかもしれません。けれども、行政文書は全てファイル管理簿に載せなければなりません。そこに載せられたファイルは全て30年未満の保存年限が決められ、保存年限が切れたら、それを延長するか、廃棄するかという決断をせまられるわけで、常に廃棄の危機にさらされる。

**伊藤** あとは公文書館に入れるか。

**梶田** そうです。そういう問題がひとつあるんですね。

それから、もうひとつ、情報の公開の問題ですが、いわゆる情報公開法というものは、基本的には、国の保有する情報を広く国民に開示すること、見せなければいけないという理念であるけれども、いろんな除外例があります。もう一度、情報公開法の条文のほうに戻りまして、第5条を読みますと、「行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と。これを見るかぎり、基本的には情報を見せなければいけないという言い方に読めます。

けれども、問題は次の除外規定。どういうことかという、1号は個人に関する情報、個人が特定できる情報、プライバシーに関する情報。この除外規定のまた除外規定があつてややこしいんですけども、そういう情報は見せてはいけないという。われわれの感覚だと、行きすぎた個人情報の公開は問題があると思うけれども、それは程度の問題であり、その線引きは難しいけれども、個人情報公開されなければ研究はできない。ところがこの法律は、行政機関に対し、個人が特定できる情報は開示してはいけないと言っている。解釈や運用次第では、個人に関する情報を楯に、徹底的に非公開にできる可能性を持っている。

2号へいきますと、いわゆる法人が事業を営む団体等ですね。そういった営業とか、個人の生命や財産に影響があるものはだめだとか、国の安全を損なうものはだめだとか、そういう規定があるわけです。これも、理屈上はもっともな規定ですが、情報公開法が施行されて実際どのように適用されるかはわかりません。しかし、場合によっては、われわれが通常歴史史料として利用しているレベルの情報が、こうしたことを理由に非公開にできる可能性があります。そうした情報は開示してはならないという規定がある以上、あとでその責任をとらされたくないという心理は一般に働くでしょうし、実際にそれが国家利益にかかわる政治問題になったり、個人の利害にかかわったりする可能性があるとするれば、慎重になるべきだ、というのも一つの正論です。しかし、すこしでも可能性があるからといっていちいち非開示にしていれば、情報公開にはなりません。行政機関が、公開しないための武器として乱用する恐れもあります。

こうした問題の難しいところは、個人情報もそうですが、その情報が開示されることによって問題が発生するかどうか、個人に不利益を生ずるかどうかは、開示してみないとわからないことが多いことです。同じ個人情報でも、使い方によって、その個人には何の影響もなかったり、利益を与えたり、逆に不利益をもたらしたりするわけです。情報公開法の一つの欠点は、現状での議論は、行政側が情報を公開することによって生じる責任をすべて行政側に負わせる形で、行政側に公開非公開の判断をさせ、それを利用する側の行為の責任を全く考えていない点だと思います。たとえば、ある作家が、行政文書から得た個人情報を題材に小説を書いて、特定の個人のプライバシーを侵害した場合、それは公開した行政側に全面的に責任があるというような前提で、考えているような気がします。それは私にはおかしいと思います。

ところが、実際はそういうことですから、個人が特定できる情報についていえば、慣行として公にされるような情報などについては除外規定があるにせよ、不開示条項に該当すると思われれば、危ういものは不開示ということになるのは傾向としては仕方がないように思われます。けれども、われわれ歴史研究者は個人情報なしでやっていると、史料として考えられるかという、当然できませんよね。ですから、そういうことを考えると、情

報公開法の考えの中に、利用者責任ということをしかりと入れていかなければいけないと思います。別の言い方をすれば、情報公開法にもとづく情報開示の結果について、ケースにもよりますが、行政機関を免責にする考えも必要だと思います。

それでは、歴史史料として移管したものはどうかといいますと、さっき申し上げた「施行令」のほうをみますと、「次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと」というのがありまして、どういう除外規定があるかという、たとえばやはり個人情報。「一般の利用を制限すること」という表現になってます。つまり、一般の利用を制限するということはできるということで、原則は公開だけれども、権限者の判断で利用制限ができる——「利用制限」であって「非開示」ではないですから、情報公開法の対象である行政文書よりはさうとう緩い基準です。

ただ、施行してみないとわかりませんが、本当に基準が緩くなって、今まで個人情報を理由な非開示であったものが、歴史的史料として移管されたら「もういいですよ、見せましょう」というように、すぐになるのかどうか、不安もあります。たとえば、ある省庁が見せたくないと思っている資料があつて、個人情報を盾に非開示にしていたものが、移管したらいきなり公開になるようでは、移管はしないか、移管しても公文書館に意見を付けて公開しないように求めたりする可能性は十分あるように思われます。

それから、「一般の利用を制限」について、われわれ研究者は一般利用なのかどうかということ。こういうことをいうと研究者の傲慢のように聞こえるかもしれませんが、研究目的のための特別利用があつていいと思うのですが、そういうことについて具体的議論がないのも問題だと思っています。つまり、すべての人に見せるためのルールを作っているわけですが、そういうと平等なようで聞こえはいいですが、結局は誰が見ても不都合がおきないようないろいろな制限を設け、しかも研究者の利用もそれに従え、ということになってしまう。

たとえば、膨大な個人情報が載っている資料があつたとして、それを悪用すればその個人に害を与えることができるようなものであつても、一方で社会学などのデータとして貴重なもので、研究者としては個人名などの情報は必要がないし公開するつもりもないという場合はあると思います。ですから、たとえば生のデータは第三者に流出させない、個人情報は発表しない、というような条件のもとに、その資料を学術目的で利用することを許可するというような、一定の制限のもとに研究者に公開するということは当然あつていいと思います。現にアメリカでは、利用条件を付して誓約書を書くとか、そういうことで研究者に対して資料を公開することはよくあると聞きます。

ですから、これも先ほど言った利用者責任ということになると思いますが、情報公開法ができてくると、われわれ研究者は、一般利用のルールに甘んじては十分な研究ができない可能性があるのもので、きちんと要望して、働きかけていくべきだと思います。

**伊藤** われわれが研究している史料なんていうのは、完全な個人情報じゃないですか。

**梶田** そうなんです。ですから、杞憂かもしれないけれども、場合によっては、いわゆる情報公開法の非開示の規定が、公文書館などの歴史的史料の公開に相当反映されて、今よりも史料が公開されなくなるといった状況が考えられますので、一般利用とは別な、研究利用のルールや規則があるべきではないかと思っています。

最後はこういう感じのまとめ方にさせていただきます。きょうの報告は以上です。あとは質問を……。

**伊藤** あなたが言ったように、もし、歴史的史料の保存機関に指定されるとして、その目録はどうなるんですか。

**梶田** 施行令ですね。

**伊藤** 施行令。第3条に、「当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること」ということになりますから、当然目録を持っている。史料の目録は必要なんです。それに、これは非公開であるというふうな形できちんと出ることになると思います。

**梶田** 多分そう思います。まあ、個々の機関がどこまで正直にやるかどうかは別にして、書陵部のほうは、そうするために目録づくりを一所懸命やっています。

**伊藤** いまあなたがさっき言ったように、その機関で目録が作成されることが条件だとすると、目録から外したものはないことになるでしょう。要するに、いつの間にかどこかになくなっちゃうといった時に……。

**梶田** そういうことは、建前としてはあってはいけないことだと思います。ただ、貴重な古文書はともかく、行政文書については、廃棄ということはあります。

行政文書を国立公文書館に移管するときに、国立公文書館では非公開の条件がついていたりすれば、その文書は受け入れない可能性があります。そうすると、もうその文書は廃棄の道しかなくなってしまいます。

**伊藤** 廃棄したことにすれば、要するに、行政文書でもなく歴史的な文書でもないものにすれば、公開しなくても全然問題なくなっちゃうわけですね。

**梶田** ええ。でも、法律上はそれはだめなことになっている。つまり、廃棄する場合は、物理的に廃棄しなければならないらしいのです。

先日、宮内庁で、不要文書を破棄しているのを見ましたが、どう廃棄したかというところ、業者が廃棄装置を装備したトラックでやって来て、大々的に裁断していました。

**伊藤** シュレッダーのでっかいやつ。

**梶田** 普通のシュレッダーのラーメン状じゃなしに、もっと細かく、しかもそれを煉瓦状に固めてポコンと（笑）。

ですから、本当は、公文書館が受け入れられないような文書に関して、大学の図書館とか研

究所とか、そういう機関へも移管ができるようにしていくことも必要じゃないかと思うんです。たとえば……。

**伊藤** いまはまだ、完璧には必要はないんじゃないかな。いま……というのは、お金がなくてできないでしょう。お金があっても整理を全部やらないといけないというようなジレンマで、大学はちょっと悩んでいるんですね。

何か他に質問は。……そろそろ時間ですが。

**中見** 歴史民俗博物館なんて国立民族学博物館だけが上がっているんですか。つまり、国文学史料館は入ってないでしょう。

**梶田** 入ってないですね。

**中見** それで、けども、民博や歴博はすべて国立大学協同利用機関なんですよ。このへんはどうしてこういう奇妙な書き方になっているのかな。

**梶田** そのへんはわかりません。

**中見** むしろ、このなかで、この法律の対象にいちばんなりやすいのは、国文学史料館ですよ、文書館施設という点では。

**梶田** そうですね。

**中見** なんでこれがこういうやり方をしているのか。

**梶田** たしかに、わかりにくいですね。公文書的なものではない歴史史料については二次というか、歴史史料とはどういうもので、どこにどのような史料があるかという基本的なことがわかっていない人たちが作ったと思われても仕方がないように思えます。

**伊藤** 他に質問がありますか。なければ、これで終わりにしたいと思います。

(終わり)